

国家戦略特別区域法案についての代表質問への答弁②

○ 国務大臣（新藤義孝君）

平議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、規制改革の成果についてでございます。

国家戦略特区制度につきましては、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、そして、医療等の国際的イノベーション拠点整備といったような観点から、特例的な措置を組み合わせ講じ、成長の起爆剤とする、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整える、これがこの目的でございます。

十月十八日に、国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針を政府決定したところであり、総理のリーダーシップのもと、これまで突破できなかったような岩盤のような規制について、改革を実施する措置を盛り込むことができたと認識をしております。

医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、さまざまな活用の、各分野において実行する大胆な規制改革を通して、成長戦略の実現につなげてまいります。

次に、規制改革の提案についてのお尋ねがございました。

国家戦略特区の指定の際には、国家戦略として必要な範囲を限定することから、規制改革の提案の全てを国家戦略特区として取り上げることは、困難があると思っております。

しかしながら、これらの提案には、日本の構造改革の推進等に資するような重要で有効な提案も多数含まれており、こうしたものにつきましては、構造改革特区の提案とみなして、実現していくスキームを国家戦略特区法案にも盛り込んだところでございます。

このスキームにより、提案された規制改革を円滑に実施するための支援に努めてまいります。